

# 資料編

## 北秋田市障がい者計画策定・評価委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）の規定による北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定・評価にあたり、障がい者福祉の推進について、広く市民の意見を求め総合的な計画・評価するため、北秋田市障がい者計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 調査、分析、及び評価に関すること。
- (3) その他、計画策定・評価のために必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体等に関係する者
- (3) 福祉、保健事業等に関係する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募により選任された者（※別添「公募要領」案による）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、任期中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、福祉課地域障がい福祉係において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

# 策定経過

---

## 第1回委員会

開催日時：平成26年9月4日（水）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中12名出席

案 件：①委嘱状交付

②策定・評価委員会会長、副会長の選任

会 長 木 村 久 美 夫 氏

副会長 伊 藤 清 貴 氏

③計画策定の概要・スケジュールについて

④アンケート調査について

## アンケート調査の実施

調査方法：郵送による配布、回収

調査期間：平成26年9月～10月

調査対象：障がい者手帳所持者・サービス利用者（居宅）、障がい者施設利用者

## 第2回委員会

開催日時：平成26年12月1日（月）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中14名出席

案 件：①アンケート調査票集約結果について

②第3期障がい福祉計画の計画値と実施状況について

③第4期計画の見込み及び課題について

## 第3回委員会

開催日時：平成27年2月10日（火）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中12名出席

案 件：①第4期計画（案）内容検討について

#### 第4回委員会

開催日時：平成27年2月18日（水）13：30

開催場所：北秋田市役所3階 大会議室

出席委員：14名中10名出席

案 件：①第4期計画（案）最終検討について  
②今後のスケジュールについて

#### パブリックコメント

実施期間：平成27年2月20日（金）～平成27年3月12日（木）

#### 市長への答申

日 時：平成27年3月 日（ ）

## 北秋田市障がい者計画策定・評価委員名簿

	区 分	所 属	氏 名	備考
1	学識経験	北秋田市民生委員・児童委員協議会 会 長	柏木 清一	
2	障害者団体等	鷹巣阿仁地域精神障害者家族会 杏の会 会 長	藤嶋 照明	
3		北秋田市身体障害者協会 会 長	松田 光朗	
4		北秋田市手をつなぐ育成会 副 会 長	小塚 光子	
5	福祉保健事業者	社会福祉法人県北報公会 大野岱吉野学園 施 設 長	成田 重昭	
6		社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 相談支援事業所 管 理 者	伊藤 清貴	
7		社会福祉法人秋田県民生協会 常務理事	木村 久美夫	
8		森幸園 支 援 係 長	久留島 誠	
9		フードセンターたかのす 施 設 長	近藤 テイ子	
10		どじょっこハウス 管 理 者	北野 望	
11	関係行政機関	鷹巣阿仁福祉環境部 次 長	照井 信広	
12		比内養護学校たかのす分校 副 校 長	田口 睦子	
13		大館公共職業安定所鷹巣出張所 所 長	齊藤 勉	
14	一般公募	北秋田市障害者生活支援センター	中村 智子	

※ No14は、「北秋田市障がい者計画策定・評価委員会委員公募要領」による応募者からの選任。

[事務局]

福祉課地域障がい福祉係

## 用語集

### か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協働	市民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものとの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し共に取り組むこと。
ケアマネジメント	障がい者の地域における生活を支援するために、障がい者の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。
権利擁護	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。
高次脳機能障がい	病気や事故などの原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能(高次脳機能)に障がいが見られた状態。

### さ行

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする者。
障害者優先調達推進法	障がい者が自立した生活を送るために経済的基盤の確立が必要で、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設から物品の調達を行うよう定めたもの。
自立支援医療	障害者総合支援法による医療給付であり、原則 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は 10%。ただし所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。 ①身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。 ②身体障害者が機能障害を軽減または改善するための医療に給付される更生医療。 ③精神障害者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。
自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。 障害程度により1級から6級に区分される。
精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。 障害程度により1級から3級に区分され、有効期間は2年間。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。契約を本人に代わって行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援などを行い、これらの人を不利益から守る制度。

#### た行

特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む)が、幼稚園、小・中学校または高等学校に準じた教育を受けることができ、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

#### な行

難病	原因がわからず、治療方法が確立されていない病気や慢性的で社会生活を送る上で困難のある病気。 指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定された病気で、医療給付制度の対象である。
----	--

#### は行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)となるものを除去すること。

ピアカウンセリング	同じ障がいや課題を持つ者同士が相談しあったり、様々な支援を行うこと。ピア (peer) は「仲間」という意味。
福祉避難所	指定避難所では避難生活が困難な要援護者のために、特別の配慮がなされた避難所。

### や・ら・わ行

ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記者	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法で、話し手の内容をつかみ、それを筆記して聴覚障がい者に伝達する要約筆記を行う者。
リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得をめざす障がい者施策の理念。 また、運動障がいの機能回復訓練といった狭い意味で用いられる場合もある。
療育手帳	知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。